

新潟空港北東アジア路線利用団体バス借上助成金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 新潟空港北東アジア路線活性化実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、新潟空港発着のハバロフスク線、ウラジオストク線及びハルビン線(以下「北東アジア路線」という。)の利用促進・活性化を図るため、新潟空港を発着する北東アジア路線を利用する旅行団体が、新潟空港と出発地若しくは目的地との間を移動するため、バス等を借り上げる費用の一部を助成する。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、日本国内に事業所が所在する、新潟空港北東アジア路線利用の旅行商品を取り扱う旅行会社とする。

(助成対象事業)

第3条 新潟空港から概ね70km以遠、400km以内の地域からの、新潟空港発着の北東アジア路線を利用する旅行のための新潟空港へのバス等を借り上げる費用の一部を助成する。

(申請受付期間)

第4条 申請受付期間は、年間を以下のとおり期間を区切り申請受付を行い、各期間の予算配分の範囲内で助成を行う。

各期間の申請受付期間は、別途定めるものとする。

第1期： 4月～ 8月

第2期： 9月～11月

第3期： 12月～ 3月

(交付額)

第5条 助成金の交付額は、バス等の借上費用の2分の1以内の額とし、1台につき15万円を上限とする。

2 バス等の借上台数は4台までとする。

3 旅行代金には、助成額(バスの借上げ代金の2分の1相当額)を含めないこととし、利用者の負担軽減を図ること。

4 新潟空港北東アジア路線活性化実行委員会会長(以下「会長」という。)は予算の範囲内で助成金を交付するものとし、予算額を超過する申請があった場合は交付額の調整を行うことができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(別記第1号様式)を会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号全てに該当すると認めるときは助成金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

(1) 旅行団体の人数が10名以上(添乗員等を除く。)の団体旅行であること。

(2) 各年度の4月1日から翌年3月31日までに新潟空港を利用する旅行であること。

(3) バスの利用者が新潟空港を発着する北東アジア路線を利用すること。

(4) バス等を借り上げる費用について、本事業のほか、他の団体等が実施する助成事業(以下「他の助成事業」という。)を利用していないこと。なお、本事業への申請者と他の助成事業への申請者が異なる場合であっても、同一の旅行に係る申請である場合は、他の助成事業を利用しているものとみなす。

(事業内容の変更)

第8条 助成事業の内容の変更をする場合においては、別記第2号様式により事前に会長の承認を受けるべきこと

(事業の中止)

第9条 事業を中止するときは、別記第3号様式にその理由を記載し、速やかに会長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金請求)

第10条 事業が完了したときは、速やかに実績報告書兼請求書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(交付金額の確定及び交付)

第11条 会長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 会長は前項の確定を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 会長は次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業が中止されたとき。
- (2) 期間内に事業を遂行する見込みがないとき。
- (3) 事業実施にあたり新潟空港発着の北東アジア路線を利用しなかったとき。
- (4) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (5) 交付申請の内容と事業の実績内容が著しく異なるとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年12月20日から施行する。

(交付対象に関する規定の特例措置)

2 新潟空港北東アジア路線活性化実行委員会は、新潟空港北東アジア路線の状況等にかんがみ、当分の間、要綱第2条の規定により定めた助成対象事業者及び要綱第7条に定めた助成金の交付決定について、要綱に定めるところにより、新潟空港北東アジア路線の利用促進等に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

(助成対象事業者の特例)

3 平成22年12月29日から平成23年3月31日までに実施・完了される団体旅行に限り、助成対象事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国内に事業所が所在する、北東アジア路線利用の旅行商品を取り扱う旅行会社
- (2) 新潟県内に施設が所在する、新潟空港発着のハバロフスク線若しくはウラジオストク線利用の旅客を宿泊させる宿泊施設又は当該宿泊施設が所在する観光協会

(助成金の交付決定)

4 平成22年12月29日から平成23年3月31日までに実施・完了される団体旅行に限り、要綱第6条に規

定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号全てに該当すると認められたときは助成金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する旅行であること。
 - ア. 10名以上の団体旅行であること。
 - イ. 次のいずれかに該当する5名以上の団体旅行であること。
 - (ア) 新潟空港発着のハバロフスク線又はウラジオストク線を往復とも利用する場合。往復で異なる利用をする場合も含む。
 - (イ) 団体旅行の構成員がロシア人であり、その旅行の行程の半分以上を新潟県内で宿泊する場合
 - (ウ) 新潟空港北東アジア路線活性化実行委員会所属団体が派遣又は招待する訪問団
- (2) 各年度の4月1日から翌年3月31日までに新潟空港を利用する旅行であること。
- (3) バスの利用者が新潟空港を発着する北東アジア路線を利用すること。
- (4) バス等を借り上げる費用について、本事業のほか、他の助成事業を利用していないこと。なお、本事業への申請者と他の助成事業への申請者が異なる場合であっても、同一の旅行に係る申請である場合は、他の助成事業を利用しているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。